明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

備考

一　理論性能は、各オペランド長ごとに計算した実効演算速度に補正係数（当該オペランド長を九十六で除し、三分の一を加えたものをいう。）を乗じた数値のうち最大のものとする。ただし、単一論理操作以外の論理演算を行うことができる計算要素にあつては、実効演算速度とする。

二　実効演算速度は、次のとおりとする。ただし、単一サイクルに同じ算術演算を二回以上行うことのできる計算要素にあつては、実行時間（各演算に要する時間のうち最短のもので、秒で表したものをいう。以下同じ。）は、単一サイクル時間をそのサイクル当たりの演算回数で除した数値とする。

イ　固定小数点演算のみを実行する計算要素にあつては、次のとおりとする。

（一）　加算命令を実行することができるものにあつては、加算命令の実行時間の逆数

（二）　加算命令を実行することができないものにあつては、乗算命令の実行時間に三を乗じた数値の逆数

（三）　加算命令及び乗算命令のいずれも実行することができないものにあつては、算術演算の実行時間のうち最短のものの逆数

ロ　浮動小数点演算のみを実行する計算要素にあつては、次のとおりとする。

（一）　加算命令を実行することができるものであり、かつ、乗算命令を実行することができないものにあつては、加算命令の実行時間の逆数

（二）　乗算命令を実行することができるものであり、かつ、加算命令を実行することができないものにあつては、乗算命令の実行時間の逆数

（三）　加算命令及び乗算命令を実行することができるものにあつては、加算命令の実行時間の逆数と乗算命令の実行時間の逆数のうちいずれか大きいもの

（四）　加算命令及び乗算命令のいずれも実行することができないものであり、かつ、除算命令を実行することができるものにあつては、除算命令の実行時間の逆数

（五）　加算命令、乗算命令及び除算命令のいずれも実行することができないものであり、かつ、逆数演算命令を実行することができるものにあつては、逆数演算命令の実行時間の逆数

（六）　加算命令、乗算命令、除算命令及び逆数演算命令のいずれも実行することができないものにあつては、零

ハ　固定小数点演算及び浮動小数点演算を実行する計算要素にあつては、固定小数点演算に係る部分についてはイに規定する方法により、浮動小数点演算に係る部分についてはロに規定する方法により算出したものとする。

ニ　算術演算を実行することができない計算要素であり、かつ、単一論理操作である論理演算を実行することができるものにあつては、次のとおりとする。

（一）　排他的論理和演算を実行することができるものにあつては、排他的論理和演算の実行時間に三を乗じた数値の逆数

（二）　排他的論理和演算を実行することができないものにあつては、論理演算の実行時間のうち最短のものに三を乗じた数値の逆数

ホ　単一論理操作以外の論理演算を実行することができる計算要素にあつては、一秒間に実行することができる最大の演算回数に当該論理演算を実行するビット数を乗じ、六十四で除した数値とする。